

# 横川出張所の業務終了について

平成8年の開設から地域の皆様に親しまれてきました「横川出張所」は、**令和7年11月28日(金)**をもって、窓口業務を**終了**します。終了に伴い、次のサービスを行う予定です。

## ●コンビニ等交付手数料の変更（令和7年12月～令和8年5月）

証明書等の交付手数料を **10円**とします

【対象】戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書、戸籍の附票、住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税・森林環境税課税（非課税）証明書

## ●住民票等お届けサービス（試行実施：令和7年12月～）

要件に該当する方へ、住民票等を直接**お届け**します

【対象地域】錦糸、太平、横川、業平、押上一丁目にお住まいの世帯

【対象要件】○75歳以上の高齢者のみの世帯

○要介護認定の要介護状態区分が2以上の方のみの世帯

○身体障害者手帳1～2級の方のみの世帯

○重度身体障害者（児）及び、日中その者を養育する方のみの世帯

○その他、個別事情により外出等の制限があり、他の窓口等のサービスを利用することが困難と認められる方のみの世帯 ※要相談

※その他、電子申請の拡充、すみだ保健子育て総合センター設置の自動交付機の操作案内など、区民サービスの充実を図ります。

業務終了後は、新たな「地域福祉プラットフォーム」の開設や環境の取組を展開する場として、施設の活用を検討しています。内容が決まり次第、あらためてお知らせさせていただきます。

【問合せ】墨田区窓口課庶務係（区役所1階）TEL：5608－6100